

・ 建設工事に係る発注標準について

(平16. 7. 1付34-3)

総務人事・業務企画等担当理事
理事長 から 募集販売本部長 あて
各支社長
各地域支社長

標記について、「建設業者登録要領について」(平16. 7. 1付34-1) 第10の3の規定に基づき、等級区分に係る基準(以下「発注標準」という。)を下記のとおり定めたので、通知する。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

1 建築工事の発注標準

等級	発注標準金額
A	8億円以上
B	2億5,000万円以上 8億円未満
C	2億5,000万円未満

2 土木工事の発注標準

等級	発注標準金額
A	3億5,000万円以上
B	2億円以上 3億5,000万円未満
C	5,000万円以上 2億円未満
D	5,000万円未満

3 電気工事及び管工事の発注標準

等級	発注標準金額
A	1億円以上
B	2,000万円以上 1億円未満
C	2,000万円未満

4 造園工事の発注標準

等級	発注標準金額
A	6,000万円以上
B	2,000万円以上 6,000万円未満
C	2,000万円未満

以上